

「太陽光発電設備の設置に関する条例骨子(案)」に対する意見等と市の考え方

パブリックコメント: 令和4年12月26日(月)～令和5年1月24日(火)まで

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
1	<p>太陽光発電設備設置に関し行政が環境等に配慮して適正な設置が行えるようにすることには全面的に賛成です。しかし、設備設置に関して地元に対して事業説明、地元の同意を取得とありますが、この地元とは何を指すのでしょうか？昨年、私が住む●●地区で工業団地開発計画が●●の下で推進され、計画案の説明会や●●地区住民の開発賛否アンケート(最終的には●●会議で賛否アンケートを廃棄)が実施されました。●●は開発業者と協力関係にあり、あたかも行政の許可を得た開発計画が実施されることが前提であるような説明でした。開発予定の地権者に対しては手付金も渡されたようで、開発を巡り地区を二分するようなことになりました。</p> <p>地元住民とはどのような括りなのか？誰が責任者なのか？行政との地元住民との繋がりはどのようなものか？同意を取得する方法は？</p> <p>●●公園周辺での太陽光設備設置計画の際も地元への説明がされたようですが、同公園を保全することは安曇野市の方針に合致する問題であるとすれば地元の同意とは市の同意でもあります。</p> <p>このことは●●工業団地計画や太陽光発電設備のような市全体に関係する事業全てに共通することです。</p> <p>地元の扱いかたの再考をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の範囲について、事業区域の境界からおむね30m以内の区域に土地若しくは建築物を所有する方や居住する方などを想定しています。 ・区長が単独で責任を負うのではなく地域住民の皆さんの同意が必要となる規定にしたいと考えております。 ・市は太陽光発電設備の設置に関する事項について、地域住民の皆さんからご意見をお伺いするなど随時対応をしていきたいと考えております。 ・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をしてもらう方式を考えております。 	<p>地域住民等への説明・同意などの条項を設けます。</p>
2	<p>このたびの太陽光発電設備の設置に関する条例骨子(案)を拝読いたしました。</p> <p>2点意見させていただきます。</p> <p>1. 建設抑制区域にあります、①、④、⑤、⑨、⑩、⑪に関しましては、禁止区域としていただきたい。</p> <p>1, 9, 災害時の安曇野市民の安全を優先すべきです</p> <p>4, 5, 10 日本の誇れる北アルプスの山々と田園の風景とそこにすむ市民の生活環境に手を加えることは、安曇野市の価値をおのずと下げることになります。</p> <p>11 市民の貴重な水源保全地区に手を加えることは、市民の安全な生活を脅かすものであります。</p> <p>2. 条例に反した場合には直ちに現状回復を求められる。またそのための供託金を市で預かる形を求めます</p> <p>以上お伝えいたします。</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。 2. 罰則規定は必要と考えております。 	<p>区域を見直します。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
3	<p>骨子案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地元住民の同意」とは具体的にどのような形になるのか？ 区長の同意、区総会での決定、反対者が1人でも居た場合は同意とならないのか？ 区長に過度の負担がかからないように、また区長の意欲や力量に左右されないように、区長だけの判断にならない、地元住民の合意形成を市にはサポートしてもらいたい。 ・条例の前文、或いは第1条目的になるのか、そこで脱炭素化に向けた持続可能な地域社会づくりと、一方、森林伐採や田畑などにおける野立て設置による自然や景観喪失等を防ぐという、市のまちづくりの理念をしっかりと謳いこんでもらいたい。 骨子では「関係法令等について協議」とあるが、法令に関してだけでなく、条例の理念をもとに、事業者との事前協議を中身あるものにしてもらいたい。 ・「設置の主な流れ」の中の「地元に対して事業の説明」であるが、これについては、市は中立の立場でありながらも、業者と地域住民の状況をリアルに把握するためにも説明会に出席をするようにしてもらいたい。 また業者主催の非公式な説明会が条例手続きの中の公式な説明会と誤認する可能性があり、公式な説明会には市担当課も出席するように施行規則に載せたい。 ・「地域住民の範囲」について 以前の開発案件において、説明会に参加を拒まれたことがあった。 「事業により影響を受ける者」の範囲を広義で捉えてもらいたい。 <p>骨子案にはないが加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時において、破損や事業終了後の対応も含めた事業期間の長期管理計画を事業者にも義務化 ・設置後の管理運用状況の定期報告の義務付け <p>以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をしてもらう方式を考えております。 ・市も地元住民の合意形成のサポートをしたいと考えております。 ・市の基本理念も条例に規定していきたいと考えております。 ・市は事業者などが開催する太陽光発電設備の設置に関する説明会に出席します。 ・「地域住民の範囲」については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮して、設定したいと考えております。 ・事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。 ・事業者等の責務について条例での規定が必要と考えております。 	<p>基本理念を示します。地域住民等への説明・同意などの条項を設けます。</p>
4	<p>表記条例策定について</p> <p>一昨年、我家の隣地にソーラー設置計画が持ち上がり、近所の家に説明パンフレットが配布されました。我家は不在だったのかその件を知らず慌てて市役所に近隣の土地利用について教えてもらいに行きました。その時の回答は、「当該土地はソーラー設備は不許可です。担当には申請は上がってきてません。」</p> <p>幸いこの話はその後立消えとなった模様です。</p> <p>この例から推察されることは、事業者は公的な許可は後付けでも事を進める場合があるということです。一度工事が始まってしまえば、たとえ公的な指導があっても強制的に工事を中止させることは困難です。</p> <p>特に上記の計画例では、実際の事業者はまだ決まっておらず、これから探すとのこと。すなはち先に住民に話をしておき、あたかもコンセンサスが取れたかのように話を作り事業者をその気にさせて、仲介料を取ることが目的のようでした。</p> <p>●●の別荘地として先行している●●山麓の●●市でも別荘地内にソーラーが設置され、住民の執拗な抵抗でやっと目隠しフェンスを設置してもらった話もあります。</p> <p>注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民全員の同意を取ることを義務化する。 ・設置後の住民からのクレームには真摯に対応する。 <p>工事が終わればこちらのもの という考えの業者が必ずいます。</p> <p>安曇野市は安曇野物語のドラマ化を目指しています。すなはち、安曇野の豊かな自然の持続を目指しています。</p> <p>安易なソーラー設置はこれに反するものです。</p> <p>私はリタイアして安曇野市に移住してまだ8年ですが、●●で建設部門建設環境の技術士として仕事をしてきた関係から環境保全の重要性は身に沁みています。</p> <p>安易に工事が進められることのないように、よろしくお願い致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をもらう方式を考えております。 ・事業者等の責務、保全義務についての規定が必要と考えております。 	<p>地域住民等への説明・同意、保全義務などの条項を設けます。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
5	<p>① 条例の対象で発電出力10kW 以上は適正かと思われませんが事業区域の面積1000 m²超は過大だと思います。現状、宅地開発で取り残された農地や耕作放棄地が事業対象地になることが多く小規模でも近隣住民とトラブルになります。単独ではなく点在する懸念も考慮すべきで小規模ならば条例から外れる様では意味がありません。更に9.9Kw を複数回設置すれば条例から外れる可能性があってはいけない。同じく土地の高低差も実状雨水の敷地内処理が可能な高低差を加味すべきと考えます。他県の条例の様に、条例の対象を建築物に設置される以外のすべての太陽光発電施設としても良いかと思えます。</p> <p>② 「野立て」の設備の特性からハザードマップの浸水・洪水・土砂災害・地震に関して想定される各エリアを考慮して「禁止区域」「抑制区域」を設定されていると思われませんが、「抑制区域」の設置を認める一定の手続きの内容では厳格に災害に対する備え・保険・補償・規模・工法(地盤の安定)・設置期間の管理方法などの設置条件を設定すべきと考えます。</p> <p>③ 「抑制区域」の農業振興地域は青地なのか白地なのか不明ですが、農地区分をはっきりした方が良いと思います。農用地区内の農地(青地)・甲種農地・1種農地は「禁止区域」に入れるべきで、2種農地・3種農地が「抑制区域」で設定条件を検討すべきと考えます。太陽光設備を理由に農業振興地域が安易に地転用(雑種地)(原野)(山林)(宅地)にされて良いとは思いません。</p> <p>④ 特定開発の認定手続きが条例制定後、引き続き行われるか不明ですが事業用地の所有者と事業者が同じでない場合、事業者と設置業者が同じでない場合など、説明会等開催しても住民に説明し約束したことが曖昧になっています。事業者が代わり将来的に順守されない事例もあります。責任の所在と説明会の開催の意義、住民の同意の大切さを条例に生かして頂きたいと思えます。(一度きりの説明会が住民に周知されていない事例も多々あります。事業者の責任で対象の区の居住者に知らせる義務を加えて頂きたい)</p> <p>⑤ 他条例との調整で、土地利用条例・景観条例とリンク若しくは規制を盛り込むべきだと思います。特に隣地・農地・道路からの離隔距離を個人住宅でさえ規制がかかっているので事業設備(太陽光を囲むフェンスまで)ならば猶更、離隔が必要だと思います。更に空地は生垣を設置し緑化に努め、除草剤を使用しない草刈りなど継続的な維持・管理の徹底も必須です。</p> <p>⑥ 「野立て」の太陽光設備の設置に対して災害時(台風や地震、降雨、降雪)などへ対応した設計や施工が個別の事業者委ねられていると思われず、安曇野の景観や水資源の保全、周辺環境や住人を守るためにも一定以上の設計指針、設置・施工基準、維持管理基準が必要だと思います。</p> <p>⑦ 「禁止区域」で山麓保養区域及び森林環境区域は設置禁止となりますが、それら区域に隣接する田園エリアでは特に猿や熊、猪などの野生動物の目撃や被害が多い地域です。太陽光設備も例外なく影響が懸念されます。それらに対処する方針も事業者の責務となりますが、安易に有刺鉄線や電気柵など2次被害や景観が阻害される事は防がないといけないと思われず。</p> <p>⑧ 「抑制区域」では一定の手続きより設置を認めるとありますが、洪水浸水想定区域では太陽光設備が浸水した場合、周辺住民の感電、汚染物質の流出などは無いのでしょうか？地すべり防止区域・急傾斜崩落危険区域・土砂災害警戒区域(イエロー)では、パネル・設備が土砂に流された場合の危険・撤去・補償？、禁止区域として定めた文化財区域・公園から30m離れれば設置できる根拠、森林整備・保全なのに太陽光が設置できるのは矛盾しているなど一定の手続きでは解決出来ないような懸念事項が多すぎるのではないのでしょうか。太陽光設備は他の施設・設備のように常時人が居て管理する設備では無いのが現状なので安易な基準で20 年以上、将来子どもたちに負の遺産を背負わせる事無いようにしないといけません。「禁止区域」「抑制区域」で挙げられた区域は原則「禁止区域」とし、それ以外の区域が「抑制区域」となり厳格な規制・基準・地域住民に対する説明制度を作るべきではないのでしょうか？</p> <p>⑨ 太陽光設備は設置期間が長く、設置当時の基準と住民の同意だけでは次世代の考え・判断が反映されないままになってしまいますので太陽光の設置期間内、例えば10 年以内に更新制度を設けるなどで次世代の意向を反映できるようにすべきだと思います。</p> <p>⑩ 区の居住者の同意の詳細な要件は、最も考慮していただきたい事項ですが、野立ての太陽光設備に限定すれば被害を被るのは声の小さい弱い立場の人々で野立てを賛成する営利目的の方々では無いはずで、是非、立場が弱く反対の声を挙げられない住人の意見が埋もれてしまわぬ様、事業区域に隣接する住人の意見を尊重し意見が出しやすい同意の取り方を検討して頂きたいと思えます。(説明会を開催して意見が出なければ同意とみなすことはやめて頂きたい)</p> <p>⑪ 条例の詳細、設置を認める一定の手続きの条件・規制を策定する際は、広く意見を求める場(ワークショップ等)も開いて地域に根ざした条例づくりが望ましく思います。</p> <p>以上、安曇野らしい景観や水質、環境を守る良き条例になることを願っております。ご検討よろしくお願い致します。</p>	<p>①この条例は、豊かで良好な景観・自然環境と太陽光発電事業との共生並びに市民の生命及び財産を保護することを目的とした条例です。太陽光発電を排除するものではありません。</p> <p>②③⑦⑧さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。</p> <p>④この条例では施行日以降の事業が対象になりますが、地域住民への説明会を規定し、住民の同意の大切さを条例に生かしていきたいと考えております。</p> <p>⑤他の条例とも整合を図って対応します。</p> <p>⑥事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。</p> <p>⑨将来に向けての対応について条例の運用にあたり参考にさせていただきます。</p> <p>⑩同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をしてもらう方式を考えております。</p> <p>⑪今回のパブリックコメントにおけるご意見を条例の運用にあたり参考にさせていただきます。</p>	<p>区域を見直します。地域住民等への説明・同意などの条項を設けます。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
6	<p>今回の上記条例骨子について意見をメールで申し述べたいと思います。</p> <p>太陽光発電所の建設に関して当然、ご存じであると思われませんが全国至る所でトラブルや大問題が発生しております。●●ではメガソーラーによる大伐採で熊が住処を失い飢餓でフラフラ住宅街に出てきたところを銃で殺される、という悲劇が起こっています。どれだけ人間は強欲で愚かで地球から嫌われる行為を繰り返しているのか、情けなく心が痛みませんか？</p> <p>ただでさえ人間によって命を削られ続けている野生動物たちが最後の砦として生きるために最低限必要な、山奥深く又は人が入りにくい山頂付近の古い大木や年輪を重ねてきた森林までも無残に大伐採し、メガソーラーを建設している企業群のやり方は本当に「人間」としてただただ酷く、今だけ金だけ自分たちだけの商魂を地球温暖化対策の名のもとに隠している様には精神性の低さを感じ、心底怒りがこみ上げてきます。</p> <p>太陽光発電が本当に有効で優秀なものであったらとくに大手電力会社の主流の発電方法になっているはずですが。実際には日本の国土に太陽光発電所を作り莫大な利益の大半を得ているのは中国の上海電力であることを知る人が増えてきていますし、太陽光発電所へのイメージは年々悪化しています。</p> <p>先日●●温泉まで足を運びましたが、景観が酷いものでした。どこを走っても太陽光パネルばかりで、景色の写真を撮るのに太陽光パネルが景色を汚してしまいます。また●●湖へ行く途中の山の中にも頭皮の禿の部分のように木々が伐採され太陽光パネルがびっしりしている場所があちこち増え続けています。醜い光景であり、景観が台無しになっています。</p> <p>自然な管理されていない雑草地であっても花が咲き虫が生き癒しを与えてくれる大事な場所であり、何も開発していない場所を『無駄』だと考えてしまう昨今の人間による短絡的な思考回路には本当に絶望しています。無駄な場所などひとつも無く、そこには生きている人間以外の生命がいることを絶対に忘れてはならない。</p> <p>安曇野には、『世界一景観を守っている都市』『世界一太陽光発電所建設に厳しい都市』『世界一水資源を厳重に保護している都市』として極めてほしいという願いがあります。どこへ旅行しても「太陽光パネルだらけ」「コンビニだらけ」で全国的に地域の特徴が失われつつある中で、飛び抜けて毅然とした態度を示してほしいです。安曇野市がこれからどの方向へ発展していくのか、どういう未来の安曇野の貴重な美しい景色を守り繋いでいくのかを見据えてほしいです。</p> <p>目先の利益や一部住民の利益に構っていても、美しい都市を作ることは絶対に出来ないことに気づいて欲しいです。</p> <p>●●山麓では太陽光発電所が増えすぎた地域では今まで無かったことが起こり始めています。これまで問題なかった湧き水に、大腸菌が出てきたという話を現地の飲食関係宿泊関係の方に聞きました。草の根でこれからあちこちじわじわ出てくると思いますが、因果関係を証明するにはお金と労力を要する問題であり結局原因が環境破壊を伴う無駄な太陽光発電であることを感知していても遅く、それも含めて利益優先で太陽光発電所は建設されています。どうせ証明できないし証拠もないからその隙にさっさと作って儲けよう、が企業のやり方です。風力発電も同じです。こういう一部の人間の勝手な都合でその場のぎのやり方で何百年も人間以外の生命たちがゆっくり紡いできた貴重な自然環境が、浅はかな人間という動物によって破壊され急激に悪化してきたのが今の世界ですよね。またこれからも同じようにバカみたいに進んでいくのですか？こんなに知能が低い生き物だったのでしょうか人間は。安曇野市も同じように進んでいくのでしょうか？</p> <p>骨子を拝見しましたが、疑問があります。</p> <p>抑制区域は実質的に業者が隙を見て慣れてくれば建設できてしまうのであれば全く意味がなく特に気温が低く冬に雪が多い●●地区は、原生林や里山が多く太陽光パネルの発電には向かない地域なので●●地区全域は禁止してほしいです。</p> <p>私の願いは、骨子の禁止区域と共に、抑制地域の①～⑮も全て禁止区域にさせていただくことです。そして新たに抑制地域を考えていただきたい。</p> <p>もしくは骨子の抑制地域への建設には高い税金をかけるなどして、業者にとってとても厳しく利益をほぼ出せない、実質建て難い規制にして下されませんか？</p> <p>安曇野の田園風景と有明山を始めとする山々の風景を愛している人たちや、美しく素朴な草花を山々を背景に写真で撮りたい人たちが、太陽光パネルが映り込んで落胆しないような風景を守るにはどうしたらよいか、今一度ゼロから考え直していただきたいと思えます。</p> <p>安曇野市にとって太陽光発電所が無いと死活問題になるとか市民が皆困るとか全くないはずですが、どうぞよろしくお願いたします。</p>	<p>・特定地区を限定して条例で禁止区域として規定することは難しいと考えます。</p> <p>・さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。</p> <p>・課税の件については、地方税法及び関係法令等により対応してまいります。</p>	<p>区域を見直します。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
7	<p>条例のポイントについて、幾つかの意見があるので提出します。</p> <p>◆「条例の対象」で、発電出力がありますが、「現在どれくらいの電力を発電しているといった「電力量の表示」が市民にとっては必要になると思います。(許可されているものかが確認できる。)</p> <p>◆「条例の特徴」で、「設置区域の住民」について、「安曇野の景観」を維持し守る立場から、「市民全体」が参加してよいものにする必要があります。●●公園の事例では「市外」の方でこの公園を治療やいやしの場とすることご意見も寄せられ、「公園」の価値を再認識しました。「安曇野の景観」は市民共有の財産です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域住民の同意」を「区長」だけの責任としないことを強く求めます。●●地籍の産廃施設が長く住民の苦難となっている例も身近にあります。 ◆「地域住民の範囲」、単に「施設」の隣接者に絞るのではなく、「地区」全体を考える必要があります。「●●公園」の例で考えると、市の境界線を越え、●●地区の方々の不利益(例えば反射光なども影響があるのでは)がないとも限りません。又、●●や●●、●●、●●と●●地区全体にもかかわるものでもあります。〇〇mなど限定し狭くしなければならぬ理由はないと思います。 ◆その他、「条例」が作られる前に「駆け込み」申請で許可を狙う業者もないとは限りません。少なくともこの「条例」は1年前にさかのぼって適用されるといった条項もあってもおかしくありません。 ・また、パネルの劣化や事業廃止時にどう対応するのか。事業前への回復、廃棄費用の確保(選挙時の供託金のような担保)も必要です。事業計画は長期にわたるもの要求します。 ・事業者「施設・土地」等の転売の禁止を求めることも必要です。全国的には廃棄や問題が発生した時、責任の所在があいまいになったり、分からなくなったりした例があります。市内にも既に事業者が不用となっている物件を聞いています。 ・「発電量」の表示を求めましたが、それは業者による常時責任を持った「維持管理」を条例化を望むからです。「●●公園」の例では業者委託の電気や下草刈業者が年に1～2回点検した草を刈るというものでした。市内で事業を行う以上、定期的に月1回、或いは3月に1回は市に運営(活動、発電量など)状況を報告させる(義務化)べきではないでしょうか。(いつも無人であり、何か事故があったら即市や地元地区が対応しなければなりません。市や地区は、事業許可と裏腹にそのようなリスクも負うことになるからです。) ・そのようなリスクを負う「市」としては「事業」に対して「適正」な「対価」を求めるべきではないでしょうか。普通の事業所(〇〇会社、〇〇工場のように)には事務所があり、そこで働いている人々もおられ、法人税や従業員の皆さんからは市民税が支払われていますが、上記のような「発電事業」そのものは工事期を除けば無人で行われており、市はリスクを負うこともあります。よって、市内の事業所以上の法人税を課すべきです。 ・森林伐採の場合、二酸化炭素の吸収量と「発電量」を考えるべきであり、「農地」を使う場合には、食糧生産のことを勘案すべきで、太陽光のために優良農地を使うことはあってはならないと考えます。万一「農地」も使うことになったら「本当に転用期間に農作物が作られ、農産物としての収入がある計画」なのか見極め、尚、業者に年度毎の報告と農業委員会の監視を必要条項として求めます。(条例への明記を) ◆地元説明会について、かつて●●地区の●●店の出店の説明会に参加しようとしたら地区役員に断られたことがあった(当時市議会議員だった)。その時役場職員はその説明会に参加していた。●●の説明会2回目では、逆に市職員が条件以外(施設から50m以内が対象)なので参加できなかったことがある。市は説明会が正しく行われているか、参加者(住民の皆さんの反応を受け止め)事業者の説明(誠意ある説明か、妥当性のある計画かなど直接みる)などの状況を市として把握できる。市の担当課も参加するなど条例に書き込んでもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ特措法施行規則において事業計画に関する標識の掲示の規定があるため、条例での規定は考えておりません。 ・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をしてもらう方式を考えております。 ・区長が単独で責任を負うのではなく地域住民の皆さんの同意が必要となる規定にしたいと考えております。 ・地域住民の範囲については、単に距離で限定するだけではなく、事業により影響を受けると考えられる範囲を想定したいと考えております。 ・この条例では施行日以降の事業が対象となり、施行日の前日までは「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」による手続が必要となります。 ・設備の維持管理や廃棄対策等、事業者等の責務について、条例での規定が必要と考えております。 ・事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。 ・事業者等に法人税を課税する件については、地方税法及び関係法令等により対応してまいります。 ・森林や農地の設置については、条例及び関係法令などにに基づき、対応していきたいと考えております。 ・市は事業者などが開催する太陽光発電設備の設置に関する説明会に出席します。 	<p>地域住民等への説明・同意、保全義務などの条項を設けます。</p>
8	<p>標記につきまして下記の通り意見いたします。</p> <p>観光振興の観点から、景観ポイントやそこに至る幹線道路沿いに太陽光パネルが林立することが無いようにすべきです。骨子を読んだ限りでは観光客が多く通る幹線道路沿いに太陽光パネルが作れるのかどうか判りません。</p> <p>また源泉の湧出に影響があるような工事は出来ない様になっているかも心配です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市の景観を重視した条例を制定します。 ・源泉の湧出について影響があるか注視していきたいと考えております。 	

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
9	<p>禁止区域への追加の要望</p> <p>県外から安曇野市へ移住して来られる方の住宅設計を30年程営んでおります。移住される皆さんは、安曇野市の風光明媚な景観に惚れ込んで移住を決めておられます。●●県の●●市と、どちらへ移住するか迷って安曇野市を選んだのは、太陽光パネルが(●●市に比べ)少なかったから、という方もおられます。先に観光で安曇野を訪れ、景色に感動した事が移住のきっかけになっている方がほとんどです。</p> <p>観光立県長野県、その中でも安曇野市は代表だと思っています。自然環境こそが安曇野市の宝であり、貴重な観光資源です。観光客の利用が想定される道路沿いは、車窓からパネルが見えない様、目視可能な範囲は全て禁止区域にすべきではないでしょうか。全国に先駆け、本気で自然環境を守る気概を、条例の制定で示して欲しいです。</p> <p>・抑制区域＝設置可能区域のようですが、以下は禁止区域への追加を要望します。</p> <p>① 洪水浸水想定区域(水に浸かれば設備は故障し、業者はそのまま放置する可能性が大きい。)</p> <p>⑤ 農業振興地域(農業を振興し、日本の食料自給率を上げて下さい。)</p> <p>⑨ 土砂災害警戒区域(過去に安曇野市のイエローゾーンで何度も土砂災害が起きています。)</p> <p>⑩ 鳥獣保護区(光は上空へ反射するので、鳥に影響大です、貴重な鳥類が安曇野に多数存在しています。)</p> <p>⑪ 水道水源保全区域(水は安曇野の命です、パネルの破損による有害物質で水源が汚染される事が容易に想定できます。)</p> <p>・条例の対象になる「発電出力10kW 以上」は、太陽光パネルの出力として下さい。そうしないと大量のパネルに、意図的に9.9kwのパワーコンディショナーを取り付けて規制を逃れる事が出来ます。</p> <p>https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/120710_sun.pdf</p> <p>・「地域住民の範囲」は、区民だけでしょうか？区以外の市民は意見を言えなくなるのでしょうか？</p> <p>・パネル等設備、キュービクルの撤去費用を建設時に供託金として安曇野市が預かることは出来ないでしょうか。(雪で壊れたパネルが放置されている●●村などの例が多数あるので)</p> <p>・土地の固定資産税を上げることは可能でしょうか？(売電で利益の出る土地だから)</p> <p>・保守点検を安曇野市に営業所の有る業者に指定し、草刈りの徹底や、事故時などすぐ駆け付けられる様にはいかがでしょうか。</p> <p>・太陽光設備は投資物件として転売されていますが、禁止に(又は転売し難く)できないでしょうか。</p> <p>・土地の浸透試験は、写真付きで開示してください。また申請時の雨水排水計算は、パネルの流出係数を0.9～0.95に指定し、計算書も開示してください。流出係数を意図的に小さくし、排水量をごまかす業者が存在します。(●●市の条例が参考になります:パネルの流出係数 0.90 ～0.95 パネルの傾斜が 20 度を超える場合は0.95を指定)</p>	<p>・さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。</p> <p>・条例の対象になる「発電出力10kW 以上」は、太陽光パネルの出力として考えております。</p> <p>・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をしてもらう方式を考えております。</p> <p>・供託金については、再エネ特措法において廃棄等費用積立制度が規定されています。</p> <p>・固定資産税の課税額は設置状況、内容などにより決まります。</p> <p>・事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。</p> <p>・事業者等の責務について条例での規定が必要と考えております。</p> <p>・雨水排水などに関わる事項は規則での規定が必要と考えております。</p>	<p>区域を見直します。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
10	<p>以下のように骨子(案)について意見を提出します。</p> <p>(1) 条例の対象が1,000㎡以内でも、景観や居住に大きな影響を与えることが予想される。対象面積よりも、対象土地や設備設置の条件を厳格にしてもらいたい。</p> <p>(2) 地域住民の範囲、同意について 太陽光発電設備について説明を受ける権利は、広く市民に開かれたものであってほしい。市民の範囲を線引きするのはなかなか難しいと思われるので、景観等に関心のある市民に広く開かれたものにしてほしい。また、同意が必要な地域住民の範囲も狭くせず、事業により影響を受ける市民は、具体的影響を申告してそれと認める規則にしてほしい。</p> <p>(3) 禁止区域について ②文化財として指定・登録された建造物、史跡、名勝、天然記念物の区域が指定され、区域から30m以内が抑制区域とされているが、最低100m以内は、抑制区域とし、50m以内は禁止区域として、景観的に守られるようにしてほしい。その際、周囲の一定範囲の耕作地の土地所有者の理解を得ることは重要であり、また難しいこともあると思われるので、理解を得やすい仕組みを作ってほしい。</p> <p>(4) 禁止区域について ④第1種農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、安曇野の景観に十分配慮したものになるよう、市民的議論をしっかり進め、予め条例において設置制限を厳格にしてもらいたい。 農業者の高齢化等で農地を手放したいと考えている方が多い現状から、営農型太陽光発電設備であっても、収益を上げる営農が行われない場合も想定され、耕作放棄地に近い状態になることも予想される。そのようなことを防止し、太陽光発電設備を設置した業者にも責任があるとする厳格な規定が必要だと思う。</p> <p>(5) 自然災害等で太陽光発電施設に被害があった場合、確実に一定期間内に撤去される等、市などの負担が生じることがないように規定を設けてほしい。</p> <p>以上</p>	<p>(1)対象の条件について条例の運用にあたり参考にさせていただきます。</p> <p>(2)同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求め方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をしてもらう方式を考えております。</p> <p>(3)(4)さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。</p> <p>(5)事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。</p>	<p>同意の方法、保全義務について条項を設けます。</p>
11	<p>●条例の特徴①の「抑制区域」の設置を認める一定の手続きはどのようなものなのか？ またその手続きは太陽光発電設備の設置の主な流れの中のどこで行われるのか？</p> <p>●地域住民の範囲①の「事業区域」というのは「事業計画地」のことなのか、それとも「事業計画地を含む地番」のことなのか 「事業区域の隣地」というのは「事業計画地との隣地」のことなのか、それとも「事業計画地が含まれる地番との隣地」のことなのか 明確にしてほしい。</p> <p>●太陽光発電設備の設置の主な流れの中で、「市に対して設備設置事業の許可申請」のあとに「国に対してFIT事業計画認定の申請」、となっているが法的に問題がなく、可能なことなのか？</p> <p>●区長への負担が大き過ぎる。事業者とのやり取り、地元説明会開催、地元の同意の取得などに市からのサポートが必要</p> <p>●事業区域の隣地に市が所有する土地がある場合には、事業者は市の担当部署にも地域住民と同様に事業計画を説明して同意を得ることを義務付け</p> <p>●太陽光発電設備の転売禁止、または転売した時の市への届出の義務付け(稼働終了まで市が所有者を把握)</p> <p>●事業者への稼働終了後の片付けの義務付け</p>	<p>・抑制区域への設置に関する事項について規則での規定が必要と考えております。</p> <p>・事業区域は事業計画地を含む地番が該当します。</p> <p>・条例の中で事業者の市に対する許可申請と国に対するFIT事業計画認定の申請の齟齬が無いように規定します。</p> <p>・区長への負担が大きくなるように、市が事業者とのやり取り、説明会への出席、地元の同意に関する事項などについて関わっていきます。</p> <p>・市有地が関係する場合も条例の対象となります。</p> <p>・事業者等の責務について条例での規定が必要と考えております。</p> <p>・事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。</p>	<p>地域住民等への説明・同意などの条項を設けます。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
12	<p>○一定の手続きをすれば設置を認められる「抑制区域」は、15項目全てが「禁止区域」にしてもいい内容だと思いますが、あえて言えば次の項目は、「禁止区域」になるのではないかと考えるものを挙げます。</p> <p>①洪水浸水想定区域・・・河川が氾濫すればパネルは水浸しになる。解体・撤去の責任を明確にしておかないと、放置されたままになる可能性もあるのでは。</p> <p>⑤農地法に規定する農用地区域・・・(いわゆる農業振興地域)となっています。パネルの下で農作物を作っている例もありますが、食糧自給率が低い日本農業を今後見直し、食糧自給率を上げていかなければならないので。(解決しなければならない農業問題は山積みですが)</p> <p>⑥⑦⑧⑨・・・この項目は禁止区域になるのではないのでしょうか。</p> <p>⑩鳥獣保護区(狩猟禁止)、特別保護地区(一定の行為には許可が必要)・・・やはり禁止区域ではないのでしょうか。</p> <p>⑪水道水源保全地区・・・このような区域に造られたらたまりません。災害時、あるいは何か事故が起きて設備が破損し、有害物質などが地下浸透するようなことがあるかもしれません。大切な命の水は守らなければなりません。</p> <p>○一定の手続きにより設置を認める「抑制区域」の、「一定の手続き」とはどのような手続きをいうのでしょうか。場合によっては、一定の手続きさえ取れば設置が可能になる抜け道？も考えられるのでは。</p> <p>○施設の近隣にお住まいの地域住民に前もって事業計画を説明する・・・とありますが、地域住民とはどこまでの範囲なのでしょう。地域住民ではなく、広く「市民に」対して周知をし、誰でもが説明会に参加できるようにする。</p> <p>○設置する際には、設置後の転売などについては、事業者間だけのやり取りだけで済ますのではなく、責任の所在を明らかにし、行政機関への変更届なども当然あると思いますが、市も確認することを明記する。更に撤去などに関しても責任の所在を明確(倒産した場合はどうするか?)に記載した長期計画書のようなものの提出を義務付ける。</p> <p>○定期的な点検の義務付けを明記する。市外、県外の設置者が多いので、不具合が生じた場合の速やかな修繕などの対応も明記する。</p> <p>以上、よろしく願います。</p>	<p>・さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。</p> <p>・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をしてもらう方式を考えております。</p> <p>・事業者等の責務について条例での規定が必要と考えております。</p> <p>・事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。</p>	<p>区域を見直します。</p>
13	<p>今回、野立てによる設備についてが対象とのことですが、基本的に野立ては禁止にするという方向にはいかないのでしょうか。</p> <p>禁止区域、抑制区域はわかりますが、では、どこなら設置していいのか？という点がポイントではないかと思えます。</p> <p>「環境」と併せて「景観」という点からすると、農地に集中でなく、点在するパネルが気になるようです。</p> <p>全国各地を車で旅行しておりますが、耕作放棄地だったであろうところに点在する太陽光パネルには、「景観」という視点で残念な気持ちしか起こりません。</p> <p>田畑を潰して太陽光パネルが建てられている地方を車で通過する際、「この地方も過疎、農業人口が減少しているんだなあ」という負の印象しかありません。それは、観光で安曇野を訪れる人たちからしてもマイナスイメージにつながるのではないのでしょうか。</p> <p>とはいえ、ゼロカーボンを実現する上で再生可能エネルギーは必要なので、野立てではなく、工場や商業施設の屋上に設置する案を推進することはいかがでしょうか。</p> <p>また、太陽光をめぐるトラブルの一つに、パネルが破損した場合に設置業者が修繕をしないということがあります。</p> <p>設置から廃棄までの事業計画を市に提出するだけでなく、HPで公開することを条件にできないでしょうか。(過去5年に遡って設置した他府県の実績も地番まで含めて公開)。</p> <p>地域住民が同意をする上で重要な要素となります。</p> <p>そして、供託金という形で、たとえばパネル1枚あたり5万円を事前に市に収めるようなことを決まりにすれば、仮に業者に連絡が取れなくなったとしても、その供託金をもとに安曇野市が修繕・撤去するという責任の所在を明確にすることを盛り込んでいただきたいです。</p> <p>最後に、7月に条例を制定するというので、駆け込みのパネル設置の申請があるかもしれません。条例を過去に遡って適用するという条項も作れたら、真にエネルギー供給を目的とする太陽光発電ができるのではないのでしょうか。</p>	<p>・この条例は、豊かで良好な景観・自然環境と太陽光発電事業との共生並びに市民の生命及び財産を保護することを目的とした条例です。太陽光発電を排除するものではありません。</p> <p>・さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。</p> <p>・PPA事業(電力販売契約事業)等による屋根置き太陽光発電などの導入を促進していきたいと考えております。</p> <p>・事業者等の責務について条例での規定が必要と考えております。</p> <p>・事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。</p> <p>・供託金については、再エネ特措法において廃棄等費用積立制度が規定されています。</p> <p>・この条例では施行日以降の事業が対象となり、施行日の前日までは「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」による手続が必要となります。</p>	<p>保全義務についての条項を設けます。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
14	<p>上記条例骨子案に対し、以下の意見を具申させていただきます。 ≪地域住民の範囲≫ 太陽光発電設備の設置者に対し、施設の近隣にお住まいの地域住民の皆さんに前もって事業計画を説明し、同意をいただくことを義務づけ。対象となる地域住民の範囲は次のとおり。 ① 事業区域の隣地に土地・建物を所有する者、居住者 ② 設備を設置する土地に属する区の居住者又は事業により影響を受ける者 など 上記において、以下2点。</p> <p>○事業区域の隣地がどこを指すのか？ ●●の件では、地番がつながっていても(地番上では隣でも)、伐採予定区域から50m以上離れているから、との理由で、説明会への参加を拒否されたことがある。もしこれが、計画が進む中で少しずつ伐採範囲が変更・拡大されれば、知らぬ間に50m以内に入ってくる可能性もあるのではないかと。実際に、計画と実施作業が大きく隔たっている事例はたくさんある。狭義でくらず、広義で捉え、市民が不利益を被らないようにして頂きたい。</p> <p>○同意を義務付けるとのことであるが、全住民の同意を必要とするか？ 一人でも反対であれば、とりあえずでもストップをかけられるように。 また、「区長のハンコ＝区全体の同意」とみなすことは危険である。区長の裁量に左右されない仕組みが絶対に必要である。●●の●●施設のようなこともあるし、どあいの件でも当時の区長が妙に業者に協力的で、「何かあるのか？」と懐疑的ならざるを得ないほどであり、事業計画の進展に影響がないよう、ヒヤヒヤしながら釘を刺し続けなければならなかった。</p> <p>他、申請書類に不備があった場合、単なるミスや抜けであれば指導すればよいが、意図的な虚偽行為が見つければ、即不認定とするべきではないか？ 何度も指摘しているが、●●の件では、浸透試験をしていない、という証拠がありながら、計画はそのまま進んでいる。 全案件では難しいであろうが、市民から指摘があれば、市も立ち会う必要があるのではないかと？</p>	<p>・事業区域の隣地は、事業計画地を含む地番の境界からおむね30m以内の区域に土地若しくは建築物を所有する方や居住する方などを想定しています。 ・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をってもらう方式を考えております。 ・虚偽の行為に対する勧告や命令等について条例での規定が必要と考えております。 ・市民から指摘があれば立ち合いなど市は対応します。</p>	<p>地域住民等への説明・同意などの条項を設けます。</p>
15	<p>私はパブリックコメントを発するのははじめてです。</p> <p>パブコメってどうやって書いていいのかわかりませんが、太陽光発電については問題が多く、このままにしておいては自然環境が急激に傷んでしまうと危機感を強く感じます。</p> <p>知人が●●町の太陽光発電施設の乱立から里山の自然環境を守りたいと奔走されていたこと、条例に意見されていたことを思い出しました。そしてその意見が●●町の条例に反映されました。</p> <p>安曇野市の条例案に加えて、●●町の条例のようなきめ細やかな内容の規制が必要だと思います！ ●●町の事例、条例の切り貼りではありませんが、先駆的な事例としてここに取り上げたいと思います。</p>	<p>・他の先進自治体の条例を参考にして、制度設計したいと考えております。</p>	

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
16	<p>条例の制定は賛成です。 案について「条例の対象について」「条例の特徴について」「地域住民の範囲」「禁止区域について」「抑制区域について」「太陽光発電設備の設置の主な流れについて」「その他」の7項目についての意見を記します。</p> <p>◆条例の対象についての意見 「『野立て』による太陽光発電設備」とありますが、市民にはわからないので「野立て」についての説明(定義)をわかりやすくすることが必要と思います。</p> <p>①「発電出力10kw以上」。1時間当たりの発電量ですか？一カ月間ですか、一年間ですか。これも、わかりやすくなった方が良いと思います。発電出力10kwが多いか少ないかわかりませんが、発電出力は少ない方が良いと思います。</p> <p>②「事業区域の面積 1,000㎡超」③「事業区域の土地の高低差13m超」とありますが、「1,000㎡超」「高低差13m超」その理由(根拠)の説明が必要だと思います。</p> <p>◆条例の特徴についての意見 ①について「抑制区域」を設定。 「一定の手続きにより設置を認める」とありますが、手続きについて具体的な説明が必要だと思います。①～③までは「抑制区域」ではなく「禁止区域」にした方が良いと思います。「抑制区域」の①～③をなぜ「禁止区域」に含めなかったのか。また、「禁止区域」と「抑制区域」と区分けた合理的説明が必要だと思います。「抑制区域」の表記は市民にわかりにくいので「禁止」の反対語の「許可」を使い「許可区域」とした方が良いと思います。</p> <p>◆地域住民の範囲についての意見 県道や市道沿いに「太陽光発電設備」が設置され、美しい安曇野市の田園風景が損なわれています。安曇野市の景観は全市民の貴重な財産ですから、「施設の近隣にお住まいの地域住民の皆さん」だけでなく、「市民の皆さんに前もって事業計画を説明し」として欲しいと思います。</p> <p>②「設備を設置する土地に属する区の居住者又は事業により影響を受ける者など」とあり、「区の居住者」限定とも読めます。右の図のようにA区とB区とC区が隣接しているA区の場所に「太陽光発電設備」を設置がされるときには、A区のAさんより発電施設に近い「施設の近隣」B区のBさん、C区のCさんはA区の居住者ではないので説明会に参加することができないのではおかしいと思います。 これは、先に記したように、「市民の皆さんに前もって事業計画を説明し」とすることで解決できると思います。</p> <p>〈禁止区域についての意見〉 禁止区域の設定は①～⑨で良いと思いますが、⑩として、①～⑨の他市長の判断で禁止するとした場合禁止できると追記した方が良いと思います。</p> <p>〈抑制区域についての意見〉先にも記しましたが、①～⑮を「禁止区域」ではなく、「抑制区域」にした合理的説明がないので、「抑制区域」の①～⑮も「禁止区域」に含めた方が良いと思います。</p> <p>また、③⑫⑮に「30m以内の区域」とありますが、なぜ「30m以内」なのかについて合理的説明が必要だと思います。30m以内とすると31mなら問題がないので、設置場所を1mずらすという「裏技」も可能と思うので、「おおよそ」「約」30m以内とした方が良いと思います。条例には「〇〇等」と幅をもたせた条文もあるので「おおよそ」などの幅をもたせた条文も可能だと思います。</p> <p>〈太陽光発電設備の設置の主な流れについての意見〉 ※市に対しての事業計画書提出 →「市に対して事業計画書提出」がわかるように、市民に対して市報や市のホームページに掲載するなどの告知が必要だと思います。</p> <p>※関係法令等について協議 →どのように協議したかの、協議内容の市民への公開が必要だと思います。</p> <p>※地元に対して事業の説明 →地元だけでなく市民に対しての事業説明とし、市報や市のホームページに掲載するのが良いと思います。また、説明会には市職員が参加した方が良いと思います。</p> <p>※国に対してFIT事業計画認定の申請 →どのように申請したか、申請書の写しを市民に公開することが必要だと思います。</p> <p>※期間を定めて地元からの意見聴取・その意見への回答等を行い、その内容を文書にして市への報告 →一定期間ではなく、いつでも市民が閲覧できる市民への公開が必要だと思います。 期間が限定されると、期間後情報公開請求となり、市民、職員双方にとって煩雑な手続きとなるので、いつでも市民が閲覧できるようにした方が良いと思います。</p> <p>※地元の同意の取得・協定の締結 →「地元の同意」の範囲を明確にする必要があると思います。 市に対して設備設置事業の許可申請 →これも、いつでも市民が閲覧できる市民への公開が必要だと思います。 市に対して着手届提出 工事完了検 →これも、いつでも市民が閲覧できる市民への公開が必要だと思います。</p> <p>〈その他の意見〉 ※フェンスではなく、生垣にする →安曇野市では、緑豊かで安全なまちづくりを進めるため、ブロック塀を撤去して生垣にする場合の費用を助成しているため、太陽光発電施設もこれに合わせていく。あるいは、フェンスの外側への植栽を義務付ける。 ※発電量を見える化する。現在の発電量は〇〇ワットですと →見える化することで、適切に運用されているかわかると思います。 また、発電量が見えることで太陽光発電への理解が深まる。 ※条例が発効する前1年とかも対象にできるようにする。 →駆け込み申請を防ぐために発効前の一定期間も対象とすることが必要だと思います。 ※申請時に撤去時の撤去方法を含めた設置後長期的な管理計画書の提出の義務化。 →事業者が責任を持ち継続的な事業の実施を明確にすることが必要だと思います。 ※開発業者の過去の実績を報告させホームページに掲載する。 →過去の実績がわかることで、開発業者の実態を的確に把握できると思います。 以上</p>	<p>・対象となる太陽光発電設備について条例で定義します。</p> <p>・さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。</p> <p>・市民全体からのご意見を参考にさせていただきたいと考えておりますが、地域住民の範囲は、事業区域の境界からおおむね30m以内の区域に土地若しくは建築物を所有する方や居住する方などを想定しています。</p> <p>・条例に関する内容などの詳細な公開方法について、運用にあたり参考にさせていただきます。</p> <p>・市は説明会に参加します。</p> <p>・条例の中で事業者の市に対する許可申請と国に対するFIT事業計画認定の申請の齟齬が無いように規定します。</p> <p>・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をってもらう方式を考えております。</p> <p>・植栽の義務などについては、条例の運用にあたり参考にさせていただきます。</p> <p>・ゼロカーボン実現に向けて見える化など、条例の運用にあたり参考にさせていただきます。</p> <p>・この条例では施行日以降の事業が対象となり、施行日の前日までは「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」による手続きが必要となります。</p> <p>・事業者等の責務について条例での規定が必要と考えております。</p> <p>・事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。</p> <p>・事業者の実績などの公表について、条例の運用にあたり参考にさせていただきます。</p> <p>・手続きの詳細は規則で規定します。</p>	<p>区域を見直します。地域住民等への説明・同意の条項を設けます。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
17	<p>お世話になります。 太陽光発電に関する条令を作られるにあたって、お願いしたい事を書かせて頂きます。 ①事業者、管理者が、安曇野市近郊であることを希望します。 理由 昨今の太陽光発電事業者の案件で一番心配なのは、作りっぱなしで、管理がずさんだったり、事業者さんや、管理会社が変わったきり連絡が取れなくなったりする事だと思います。 責任ある事業者であれば、何か問題が起きても、問い合わせしたり、問題解決への話も可能だと思います。 ②もしも、事業者や、管理者が変わる際には、必ず申し出る事。その際も安曇野市近郊の会社であること。もしも違反した場合には、罰金などが課されるなどの罰則をつくる。 ③毎年事業報告を安曇野市にする事 ④事業を始める時に、パネルの処分費を安曇野市に預ける事。 ⑤近隣の住民や、土地所有者にに不利益が生じないよう、納得するまで説明会を開く事。 以上の内容を希望します。</p> <p>宜しくお願い致します。</p>	<p>①事業者等を安曇野市近郊に限定することはできません。 ②事業の継承や罰則について条例での規定が必要と考えております。 ③事業者等の責務について条例での規定が必要と考えております。 ④供託金については、再エネ特措法において廃棄等費用積立制度が規定されています。 ⑤説明会の開催とその後の手続について条例での規定が必要と考えております。</p>	<p>事業者の責務などの条項を設けます。</p>
18	<p>◎地域住民の範囲に関して 近隣の地域住民の皆さんに前もって事業計画を説明し、同意をいただくことを義務づけとあります。 ●●自然公園の隣のソーラパネル計画の時(過去のことで)●●地区では、回覧が回ったと聞いておりますが、(事業許可後の問題となつてからか?もしくは以前か記憶が定かなくすみません。)●●地区に関しては、区長判断で住民に知らせることをしなかったと聞いております。今後は区長判断ではなく、区民に(着工以前に)知らせるといことで、よかったですと思います。 ①事業区域の隣地に土地、建物を所有する者、居住者となっていますが、範囲が、不明確なことが不安ですが②の設備を設置する土地に属する区の居住者と指定されていることが、それを、おぎないます。ただ隣の区が、事業区域の区の近くにある時は、その存在する区以外の隣の区の人説明や同意も必要となります。という範囲拡大も考えてほしいと思います。それが次の事業による影響を受ける者という表現に含まれているのならよいのですが (安曇野市は広大で、参考になつたりならなかったりあると思いますが、例えば令和4年に改正の条例ができた●●町では、近隣住民と及び関係区からの同意を許可要件とします。とあり、その区域も、もう少し詳しく載っています。もちろん、他の市町村にも、何かの参考になるものもあると思いますが) ◎抑制区域(どちらかといえば禁止区域と考えてほしい地域) ①子ども園(乳幼児施設)②小学校③中学校の順に、その近くに、発電設備はひかえてほしい。(病床を有する病院、高齢者老人ホーム等)も、発電所の規模にもよりますが、そこには必ず変電設備、変圧器、パワーコンディショナーがあります。 単にコンクリートの建物では、シールドはできません。距離をとるか、シールド対策をとる必要があります。環境影響が一番受けるのが胎児、そして乳幼児、成長期の子も達です。 狭い国土に、人口の多い日本では、難しい問題と思いますが、太陽発電施設のことに、景観、防災の面から考える視点はありつつも、人体への影響が考慮されていないことがほとんどなので考えてほしいのです。 海外から来た人達が、首都圏の変電所や送電線のすぐ隣に人家が健ち並んでいることに、びっくりする話はよく聞きます。説明をまとめてすることは、なかなか難しいので、(時間もなく)資料を添付しました。(今までも、●●公園の隣ソーラパネルをめぐって出した資料でもあります。) 関連で、今後、公の施設の屋根にソーラパネルをもつ着けることになった時、子どもの施設は後まわし、特に、子ども園や小学校は乗せないことがベストだと思います。電磁波過敏症(化学物質もそうですが)蓄積の結果、耐えきれなくなると発症します。万が一、そういった設備をとりつけた場合は、「この教室では、体調がよくない」といった生徒、又は職員も出てくることは考えられます。相談に載ってあげてください。 信じていただけないかもしれませんが、私は●●変電所から60m離れたところに16年居住していました。(30年以上前の昭文社の地図には載っていませんでした。ビルタイプの変電所)後は、電気ゴタツに警かいせず(愛用29年。電気毛布やカーペットは使っていません。)2016年、この地域のフリーWi-Fiで発症しました。 学校は、発電設備以前にWi-Fi環境(タブレット導入)、電子黒板等で、電磁波曝露が増えていることが残念、不安です。(有線パソコンの方がとても影響が小さくなりますし、研究論文でWi-Fiが有線の10倍電力が必要となります。) (全く、個人の考えですが、9才まででやっとなり完成する、目の成長を考える時。それまでは、デジタル授業がない方が、よかったです、真に思います。ITの創業者達は、我子には14才まで紙を使った授業を高額な私立学校に入れ教育しています。) ◎今回のパブコメの範囲外かもしれませんが、火災発生の際は、ソーラパネルのある家は、水による消火活動ができないと聞いています。(配電盤を切って避難して、消防に伝達できれば、水をかけてもらえるのだとは思いますが) 消防署に聞いてみて下さい。 添付資料が多くなってすみません。読んでいただきたく着けました。厚労省は電磁波過敏症を認めていませんが内閣府は電磁波過敏症の子どもへの対応を求めています。</p>	<p>・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をしてもらう方式を考えております。他の先進地の事例も参考にさせていただきます。 ・さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。 ・災害に関する事項については関係行政機関などとも協議します。</p>	<p>地域住民等への説明・同意などの条項を設けます。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
19	<p>◎骨子案のはじめに記されているように、太陽光発電設備は防災上及び自然環境等に及ぼす影響も大きく、業者と住民とのトラブルも大きいです。さらに、安曇野という場所でパネルがずらりと並んでいるのを目にした際に、肩をひそめるのは住民だけでなく、この地に訪れた人々も然りです。豊かな自然を魅力の一つとしている安曇野市なので、景観に対する配慮をさらに強化していただけたらと思います。</p> <p>◎禁止区域 抑制区域の区別がありますが、その差がしっかり理解できません。両方とも禁止区域にすることはできないのでしょうか？</p> <p>◎「地域住民の範囲」には施設の近隣におすまいの地域住民の皆さんに前もって事業計画を説明し、同意をいただくことを義務付け。対象となる地域住民の範囲・・・とありますが、太陽光発電設備の設置によって安曇野市の景観を損なうのは全市民です。市民の皆さんに前もって事業計画を説明してほしいです。</p> <p>◎条例発効の前に駆け込み申請が多発するような事態にならないような対策ができる条例にしてください。</p> <p>◎市に対して事業計画書提出→関係法令等について協議の際に、法令だけでなくその土地に設置することが環境を著しく損なうことがないか、現地にて専門家に鑑定してもらうという過程を設けてほしいです。</p> <p>◎開発業者の過去の実績、どのような業者なのか分かる情報なども市のホームページに掲載し、誰でも閲覧できるようにしてください。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市の景観を重視した条例を制定します。 ・さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。 ・説明会の開催とその後の手続について条例での規定が必要と考えております。 ・この条例では施行日以降の事業が対象となり、施行日の前日までは「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」による手続が必要となります。 ・事業区域の現地調査などについて、条例の運用にあたり参考にさせていただきます。 ・事業者の実績などの公表について、条例の運用にあたり参考にさせていただきます。 	<p>区域を見直します。</p>
20	<p>今回の条例の骨子(案)を、考えていただきありがとうございます。</p> <p>太陽光発電施設は、設置業者が地元でないケースが多く、設置期間が長期の為、その間に起こる住民とのトラブルが多発していて、設置前に“隣接”住民ばかりでなく、“区民”の同意は必須だと思います。</p> <p>今回、“区の住居者の同意も必要”となり、同意をいただく事を“義務”づけた事が、良かったと思います。</p> <p>太陽光発電施設によって影響を受けるのは、隣接住民ばかりでなく近くで生活する地域住民にも大きな影響があります。地域によっては、区長の承諾が得られれば、設置は決定していて、説明会は形だけと考える業者もいます。</p> <p>工場のように、地域に雇用や税での貢献が出来るものと違い、太陽光発電は地域に何の恩恵もありません。クリーンエネルギーとはいえ、現在の様な問題をはらんだ施設であれば、安曇野に太陽光発電施設は造ってほしくはありません。</p> <p>その様な施設が、簡単に作れないような条例や、計画段階からの条件が必要だと思います。</p> <p>「抑制区域」の多くは「禁止区域」にしてもいいのではないかと思います。条例ばかりでなく、設置条件や景観への配慮・管理規定、罰則を設定し、設置へのハードルを上げておく必要があると思います。</p> <p>安曇野は北アルプスへの登山や●●、●●温泉など、多くの観光客が訪れる観光地です。のどかな田園風景は安曇野のイメージを形成する最大の要因になっています。また、安曇野の自然環境を選んで移住する若い方も多くいます。</p> <p>この風景を守り、豊かに暮らし、次の世代に良い環境を繋いでいく為にも、より良い条例を作っていただきたいと思っています。</p> <p>宜しくお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同意については、市が計画がある事業区域の周辺で考えられる影響を考慮し、同意を求める方の範囲を事業者に提示し、事業者からの同意を証する書類の提出をしてもらう方式を考えております。 ・さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、区域の設定を考えております。 ・事業者等の責務について条例での規定が必要と考えております。 ・事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。 ・罰則をの規定は必要と考えております。 	<p>地域住民等への説明・同意などの条項を設けます。</p>

No.	意見・質問・要望	市の考え方	条例への反映
21	<p>意見1 ●●(中学3年生) ○抑制区域について ②、発掘調査をしっかりと行ってから実施可能か判断してほしい。 ⑥、国立公園は自然公園法に基づき、日本を代表する自然の風景を保護し、利用を図る目的で指定された自然公園の一種である。太陽光パネルの設置によって自然の風景地は保護できず、逆に環境を破壊してしまうと考えられるので、抑制地域ではなく禁止地域にした方が良くと思う。 ⑩も同様。 ○地域住民の範囲や、禁止抑制区域の「など」はしっかりと定めた方が良くと思う。曖昧だと混乱のもとになるため。</p> <p>意見2 ●●(小学4年生) 国立公園は自然を守るために保護されるようにできた場所なのに、なぜ木を切って太陽光パネルを設置することができるのか？ 鳥獣保護区で木を切って太陽光パネルが設置されてしまうと、動物たちの生育環境が失われてしまうので、保護区は禁止区域にした方が良くと思う。</p> <p>意見3 ●● 禁止区域の山麓保養区域及び森林環境区域と田園環境区域の境目辺りは、土砂三法(砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法)と土砂災害防止法のアミにかからない部分もあります。そのような場所は山裾など人家から離れている場所や、土地利用価値の低い場所が多いと思われます。土地所有者は土地の有効活用として太陽光業者に売買する可能性もあり、いつのまにか開発されることが懸念されます。 このような場所も規制対象となるよう、禁止区域から〇mと幅を広げて禁止区域にしたらいかがでしょうか？ (特に山麓保養区域や森林環境区域の周囲。山裾の辺縁部で里山のエリア。何mが適当かは、現場と地図を照らし合わせて区域を設定。 ●●の例では、イエローゾーンに挟まれた部分に設置計画が出されました。業者はアミにかからない部分なので可という理解で申請しているが、市民の目からはイエローゾーンと連続した斜面であり、危険度に大きな差異はないと思われます。) 抑制区域は一定の手続きをすれば設置が認められる、ということは、設置は好ましくない区域だけれども、事実上設置してもよい、という理解になるのではないのでしょうか？ このような場所は、業者と地域住民との間で理解の違いが生まれ、揉め事の原因になる懸念があります。 抑制区域の内容を見ると、太陽光パネルを設置してもよい区域なのか？疑問です。 抑制区域ではなく明確に禁止区域とした方がわかりやすいのではないのでしょうか？(野立ての場合) 虚偽申請をする業者、真摯な説明を怠る業者、責任の所在が明確でない業者などは、お断りとの姿勢を打ち出してほしいと思います。 条例は、太陽光発電施設について市の姿勢を表すもの。市に対して、事業計画書を提出、関係法令などについて協議する段階、いわば入口の時点で、業者の信頼度を図り、明らかに信用できない業者については申請を受け付けないという姿勢を明文化していただければ、市民としては心強いと思います。 災害時の連絡、対処法、などの規定も必要だと思います。 事業期間が長いことから、定期的に検査(現地調査、書類報告の義務付けなど)を行い、適切に管理されているか、市でチェックする規定を盛り込んでいただきたいと思います。また、所有者が変更になった場合は報告義務が必要なのではないでしょうか？ 20年以上という長い期間に及ぶ事業であるため、事業者、市、地域住民含め、担当者や関わる人が変わります。設置当初からの経過について、関係者が把握できるようにきちんと書類で保存しておくことが大事ではないでしょうか？市においても事業申請から事業終了、撤去まで、一連の事業の書類を保存しておいていただきたいと思います。 時折、山際で太陽光パネルやフェンスがつる草に覆われている事業地を見かけます。太陽光発電施設をめぐる驚くようなニュースもよく見聞します。 後々の様々なトラブルを避けるためにも、この条例の周知が欠かせないと思います。 地主さんが遊休農地、持て余している山林、雑地の活用を考えているとき、良い選択をできるよう(ずさんな事業者との契約を避けられるよう)、区の役員の皆様、農業委員会、民生児童委員などにもこの条例を周知していただき、相談や土地の利活用を共に考えたりできる体制を整えることができたらよりよいのではと思います。 長い期間の間には、社会情勢や気候変動、予期せぬ出来事があるかもしれません。信頼できる業者に事業を推進していただくことが、地域住民の安心安全につながります。安曇野の自然環境を守るためにも事業者選定の砦となる条例にしていだけたらと思います。</p>	<p>・さまざまな考え方や価値観があることを承知した上で、関係法令等に基づいた区域の設定を考えております。 ・地域住民の範囲について、事業区域の境界からおむね30m以内の区域に土地若しくは建築物を所有する方や居住する方などを想定しています。 ・虚偽の行為に対する勧告や命令等について条例での規定が必要と考えております。 ・事業者等の責務について条例での規定が必要と考えております。 ・事業者等の保全義務について条例での規定が必要と考えております。 ・罰則を条例での規定が必要と考えております。</p>	<p>区域を見直します。</p>